山口県ゼロ・エネルギー・ハウス啓発・導入促進補助金Ｑ＆Ａ

山口県環境政策課

【分野】　　ﾍﾟｰｼﾞ

１　補助対象事業 ――――――――――――――――――――――――――――――――１
２　国等の補助金との重複 ――――――――――――――――――――――――――――２
３　補助金申込 ――――――――――――――――――――――――――――――――２
４　手続代行者 ――――――――――――――――――――――――――――――――３
５　補助金交付申請 ――――――――――――――――――――――――――――――４
６　内覧会の開催 ――――――――――――――――――――――――――――――――５
７　実績報告 ――――――――――――――――――――――――――――――――６
８　アンケート調査 ――――――――――――――――――――――――――――――８
９　その他 ――――――――――――――――――――――――――――――――――９

１　補助対象事業

Ｑ１０１　補助を受けられるのは誰ですか？

次の要件を満たす方（個人）が対象となります。
〇山口県内において、山口県産省・創・蓄エネ関連設備を導入した新築のＺＥＨ（ゼロ・エネルギー・ハウス）を購入する方
〇県税及び市町税のうち個人住民税について滞納がない方
〇申請時と事業完了１年後のアンケート調査に回答する方

Ｑ１０２　既存住宅をＺＥＨやＺＥＨ＋等にリフォームするもの対象になりますか？

リフォームは対象外です。

Ｑ１０３　集合住宅や個人所有の店舗等は対象になりますか？

集合住宅は対象外です。
住居を兼ねている店舗等であれば、対象となります。
（詳しくは県環境政策課にご相談ください。）

Ｑ１０４　両親と生計を別にしている二世帯住宅は対象になりますか？

二世帯住宅でもＺＥＨ又はＺＥＨ＋等であれば、対象となります。

Ｑ１０５　補助金交付申請より前に新築に着工した場合、又は、建売住宅の売買契約を締結した場合は、補助の対象ですか？

既に着工・売買契約を締結した場合でも、県から補助金の交付を可とする通知を受けた後に、定められた内覧会を開催する場合は補助対象となります。

Ｑ１０６　県内に引っ越しを予定している場合や、県外に単身赴任中の場合などで、県内に住民票がない場合も補助金を申請することはできますか？

補助金の申請ができるのは、山口県内において、ＺＥＨを新築、又は、ＺＥＨの建売住宅を購入される方であり、現時点で県内に住民票がない場合でも、補助対象事業に係る内覧会開催を完了し、住宅を引渡した後、速やかに県内に居住される場合は補助金の申請は可能です。

※納税証明書は、お住まいの県及び市町村で取得してください。

２　国等の補助金との重複

Ｑ２０１　県の補助金は国や市町の補助金と併せて受けることができますか？

国の補助金等や市町のＺＥＨ支援等の補助金と、県の補助金を申請することができます。

※国や市町の規定で県の補助金との併用を不可としていることがありますので、御利用を検討されている団体の補助制度を確認してください。

３　交付申込

Ｑ３０１　申込時に「建築予定地」が確定していないのですが、その場合はどのように記入すればよいですか？

申込を行う住宅の建築予定地は確定してください。
分筆や区画整理等で建築予定地の地番が確定していない場合は、分かる範囲で記入してください。

Ｑ３０２　ＺＥＨ＋等を優先して採択する理由は何故ですか？

再エネの自家消費率拡大を目指したＺＥＨ＋や県有施設で取り組んでいる再生可能エネルギーと電気自動車を組み合わせたゼロカーボン・ドライブを家庭でも普及させていきたいと考えているためです。

Ｑ３０３　ＺＥＨ＋等を設置する申込者で募集枠を超えた場合、ＺＥＨを設置する申込者は採択されないのですか？

ＺＥＨ＋等を設置する申込者を優先して抽選するので、ＺＥＨを設置する申込者はすべて補欠となります。

Ｑ３０４　抽選になった場合、抽選結果はどこでわかりますか？

抽選後、すみやかに申請者及び手続代行者あてに通知します。
併せて、県ＨＰに抽選結果を掲載します。

Ｑ３０５　当選後、すぐに補助対象事業に係る内覧会を開催した場合、補助対象になりますか？

補助対象外となります。
補助対象となる事業は、当選後、「交付申請書」を提出していただき、「交付決定」を受けて補助対象事業に係る内覧会を実施する場合に限ります。

Ｑ３０６　受付が抽選となり、落選していまいました。次の受付がある場合、再度申込をすることはできますか？

要件を満たす場合、申込をすることは可能です。

Ｑ３０７　「補助金申込書」等の書類を入手するには、どうすればいいですか？

県環境政策課ＨＰからダウンロードできます。
ＵＲＬ：https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/site/zeh/
ＨＰからダウンロードできない場合は次の番号に電話をいただきましたら、必要な書類等をお送りします。
・山口県地球温暖化防止活動推進センター（083-933-0008　内線番号７）
・県環境政策課（083-933-2690）

Ｑ３０８　申込書等に押印は必要ですか？

押印は不要です。

４　手続代行者

Ｑ４０１　手続代行者は、どのような方が手続代行者になれるのですか？

手続代行者とは、補助金の申請者に対して、補助対象事業を実施し、補助金申請に必要な書類を作成できる方です。
具体的には、ＺＥＨビルダー/プランナー、住宅メーカー、建築設計事務所、山口県産省・創・蓄エネ登録事業者等を想定しています。

Ｑ４０２　必ず手続代行者を通す必要はありますか？

手続代行は必須ではありません。
補助金の申請者ご自身が必要な書類を作成し、申請していただくことも可能です。

Ｑ４０３　「補助金申込書」を提出した後で、手続代行者を変更できますか？

ＺＥＨビルダー/プランナーや住宅メーカー等が手続代行者になると考えられますので、「補助金申込書」の提出後に手続代行者が変更になることは想定していません。（人事異動等により担当者が変更になる場合は除く。）
手続代行者を変更する場合、あらためて「補助金申込書」の提出が必要になることも考えられますので、別途、ご相談ください。

５　交付申請

Ｑ５０１　「補助金交付申請書」の提出の締切りは、いつまでですか？

「補助金交付申請書」は、補助金申込を提出し、当選した日（当選に係る通知の通知年月日）から起算して３０日以内に提出してください。

「補助金交付申請書」の提出後、審査を行い、要件を満たしていることを確認できれば、随時「交付決定通知書」を送付します。

※補助金交付申請書の提出期限の日が受付機関の休日（土日祝日、年末年始、お盆）に当たるときは、次の業務日をもってその期限とみなします。

Ｑ５０２　「補助金交付申請書」を提出してから補助金交付の可否が決定されるまで、どのくらいの日数がかかりますか？

申請日から起算して１４日以内（休日を除く）を目安に審査結果をお知らせします。
ただし、提出書類に不備等があった場合は、決定が遅れることもあります。

Ｑ５０３　「交付決定通知」を受けた後に、申請した内容を変更・中止・廃止したい場合にはどうすればいいですか？

補助金交付要綱に規定する「事業計画変更・中止・廃止承認申請書」を提出してください。

なお、変更承認申請が必要となるのは、要綱第９条第２項に掲げる建築予定地やその他事業の内容の大幅な変更といった場合です。その他事業の内容の大幅な変更は、例えば、内覧会開催予定日がおよそ１ヵ月以上変更になる場合があげられます。

導入する県産品の型式の変更など軽微な変更の場合、変更承認申請書の提出は不要です。

Ｑ５０４　納税証明書は、何部必要ですか？

納税証明書は、補助事業者本人の県税と市町税（個人住民税）の納税証明書を各１枚取り寄せていただき、合計２枚ご提出ください。（提出は写しでも可です）

県税事務所では県税全税目（個人住民税を除く）、市町の税務所管課では個人住民税について、それぞれ「滞納がないこと」の証明を受けてください。

Ｑ５０５　納税証明書は、どこで手に入りますか？

以下の２つの書類が両方必要です。

■県税の納税証明書は、各県税事務所で入手できます。

発行手数料は証明書１枚につき、４００円です。

県税の納税証明の請求（証明）内容は、次のとおりです。

〇証明税目　：県税全税目（個人住民税を除く）
〇証明対象年度　：全期間
〇証明事項　：滞納がないことの証明

〇滞納があった場合の証明方法：証明書を交付しない
〇課税がない場合の証明方法　：「滞納がない」旨を記載して証明書を交付

■市町税（個人住民税）の納税証明書（滞納がないことの証明等）は、各市町の税務所管課で入手できます。
発行手数料については各市町にお問い合わせください。

Ｑ５０６　納税証明書は、発行後３か月以内の原本とされていますが、いつから３ヶ月以内のものですか？

発行日から提出日までが、３か月以内であるものを提出してください。

６　内覧会の開催

Ｑ６０１　内覧会の開催回数等が決められていますか？

補助金交付要領において、以下のとおり規定しています。
〇開催日数は、補助金交付決定を受けた年度内の２日以上とし、開催時間は午前９時から午後５時までの各日２時間以上とすること
〇荒天等により内覧会を中止する場合は、追加日程の確保に努めること

Ｑ６０２　建売住宅については、交付決定前に開催した内覧会でも補助要件を満たすことになりますか？

補助金交付決定前に開催した内覧会は、補助要件を満たしたことにはなりません。
このため、当選となった日以降に、補助金交付要領で定める内覧会を開催する必要があります。

※既に内覧会を開催した新築及び建売住宅のＺＥＨであっても、交付決定後に要領で定める内覧会を開催する場合は補助対象となります。

Ｑ６０３　補助金交付要領で、県の環境保全に関する取組の啓発に協力することとありますが、具体的にはどのような対応が必要ですか？

参加者へのチラシ等の配布やアンケート調査への協力、サイネージを用いた県の取組のＰＲ等を想定しています。
なお、具体的な内容については、内覧会の開催（予定）時期に応じて、個別に相談させていただきます。

Ｑ６０４　ＺＥＨ＋等を設置した場合、必ずＺＥＨ＋等に関する内容としなければいけないですか？

内覧会の内容は、ＺＥＨに関する内容で構いませんが、可能であればＺＥＨ＋等の内容を含めたものとしてください。

Ｑ６０５　内覧会の開催結果として、何を報告すればいいですか？

以下のとおりです。
〇広報に使用した資料
（例）新聞広告やチラシの写し、ＨＰ・ＳＮＳの画面のデータ　等
〇内覧会の様子がわかる写真
（①補助対象施設での開催と②内覧会の様子がわかるもの）
（例）①：建物と内覧会開催ののぼりが写った写真
②：参加者が建物内の見学をしている様子が写った写真
〇ＺＥＨに係る説明資料
（例）図面や写真、パネル、イラスト　等※
〇県産省・創・蓄エネ関連設備に係る説明資料
（例）パンフレットや写真、パネル　等※

※冊子、メーカーカタログ等の場合は、該当ページの抜粋でも可

Ｑ６０６　実績報告までに、内覧会を開催する必要がありますか？

はい。内覧会の開催が補助要件ですので、開催する必要があります。

７　実績報告

Ｑ７０１　事業が完了して、「実績報告書」を提出する時期はいつですか？

事業の完了の日から起算して３０日を経過した日※1、又は要領で定める内覧会開催期間終了後１０日を経過した日※2のいずれか早い期日までに、補助金交付要綱に規定する添付書類を添えて提出してください(必着)。
提出期限に間に合わない場合、補助金の交付ができませんのでご注意ください。

※１　事業の完了の日から数えて３１日目が提出期限です。
※２　内覧会開催期間の最終日の翌日から数えて１１日目が提出期限です。

※　当該期限の日が受付機関の休日(土日祝日、年末年始、お盆)に当たるときは、次の業務日をもってその期限とみなします。
※事業の完了の日とは、補助対象事業に係る内覧会開催を完了し、事業を行った住宅の引渡日です。

Ｑ７０２　住宅の引渡証明書の様式は決まっていますか？

様式は任意です。
必要な項目は、①建築主/購入者の氏名及び住所、②工事完了日/引渡日、③証明日(書類発行日)、④工事施工者/建売販売者の氏名及び住所です。
※引渡証明書の例は、ＨＰに掲載しておりますので、ご参考にしてください。

Ｑ７０３　県産省・創・蓄エネ設備の設置状況を示す写真とは、どのようなものですか？

申請書（実績報告書）に記載された設備が設置されたことを確認できるもので、以下のとおりです。

なお、設置した設備に型式等の表示があれば、その表示部分を写した写真も提出してください。

設　備	設置状況を示す写真
太陽光発電設備 システム	・太陽電池モジュールが載っていることがわかる屋根全体と建物全体を写した写真
家庭用蓄電池	・設置が完了した写真 ・複数の機器（パワーコンディショナ、コンバータ等）で構成される場合、当該機器の設置が完了した写真 （機器については、別紙「山口県産省・創・蓄エネ関連設備ユニット型番一覧」を参照）
Ｖ２Ｈ	・設置が完了した写真 ・複数の機器（パワーコンディショナ等）で構成される場合、当該機器の設置が完了した写真
太陽熱利用給湯 システム	・集熱ユニットが載っていることがわかる屋根全体と建物全体と貯湯ユニットを写した写真
太陽熱利用空調 システム	・集熱ユニットが載っていることがわかる屋根全体と建物全体と省エネ設備の写真
地中熱利用システム	・施工中の写真と設置が完了した状態での写真
ペレットストーブ	・設置が完了した写真と建物全体の写真
家庭用燃料電池 （エネファーム）	・設置が完了した写真と燃料電池ユニット及び貯湯ユニットの写真
断熱材	・施工中の写真と設置が完了した状態での写真
断熱サッシ	・設置が完了した写真と、建物全体の写真
高効率給湯設備	・設置が完了した写真 ・複数の機器で構成される場合、当該機器の設置が完了したことがわかるもの
温水式床暖房	・設置が完了した写真 ・複数の機器で構成される場合、当該機器の設置が完了したことがわかるもの
ヒートポンプ式セントラル空調システム	・設置が完了した写真 ・複数の機器で構成される場合、当該機器の設置が完了したことがわかるもの

Ｑ７０４　ＺＥＨ＋等要件関連設備の設置状況を示す写真とは、どのようなものですか？

申請書（実績報告書）に記載された設備が設置されたことを確認できるもので、以下のとおりです。

なお、設置した設備に型式等の表示があれば、その表示部分を写した写真も提出してください。

設　備	設置状況を示す写真
おひさまエコキュート	・設置が完了した写真 ・複数の機器で構成される場合、当該機器の設置が完了したことがわかるもの
家庭用蓄電池(初期実効容量5kWh以上)	・設置が完了した写真 ・複数の機器（パワーコンディショナ、コンバータ等）で構成される場合、当該機器の設置が完了した写真
ＥＶ等用充電(充放電)設備	・設置が完了した写真 ・複数の機器（パワーコンディショナ等）で構成される場合、当該機器の設置が完了した写真
高度エネルギーマネジメント設備	・ＨＥＭＳ及び制御対象機器の設置が完了した写真 ・ＨＥＭＳの機器操作画面（制御対象機器が確認できるもの）の写真

Ｑ７０５　振込口座はゆうちょ銀行の口座も利用できますか？

ゆうちょ銀行も利用できます。

ただし、ゆうちょ銀行の場合は、通帳に記載の口座番号と振込用口座番号が異なりますので、お近くの郵便局、又はゆうちょ銀行のホームページでご自分の振込用口座番号をご確認の上、口座番号をご記入ください。

８　アンケート調査

Ｑ８０１　アンケートの内容はどのようなものですか？

主に、補助事業者の属性（「年齢」「世帯構成・人数」）や、お住まいの住宅の設計・設備・エネルギー使用量（「間取り」「住宅設備」「直近１年間のエネルギー消費量（「電気」「ガス」「灯油」）」）、ＺＥＨに関すること等です。

申請時にお住まいの住宅でのエネルギー使用量（直近１年間分）が必要になりますので、確認できるものをご準備ください。

Ｑ８０２　検針票（または領収書）を紛失してしまい、電気使用量等が分かりません。

アンケート調査に協力することが、補助金の要件となっています。

電力会社やガス会社等に再発行を依頼し、ご回答ください。

調査対象期間中の検針票（領収書）等は大切に保管してください。

Ｑ８０３　アンケートに回答しなかった場合どうなりますか？

補助金交付申請時及び事業完了１年後の計２回のアンケート調査に協力いただくことが補助金交付の要件になっていますので、必ずご回答ください。

なお、アンケートに回答されない場合、補助金の返還を求めることもあります。

９　その他

Ｑ９０１　県が補助対象住宅に立入検査を行うことはあるのですか？

必要に応じて、山口県が立入検査を行う場合があります。

また、公益財団法人山口県予防保健協会（山口県地球温暖化防止活動推進センター）が、対象住宅の施工状況等の調査や内覧会にお伺いすることもありますので、ご協力ください。

Ｑ９０２　補助金を受けた住宅を処分したい場合は、どうすればいいですか？

補助対象設備の法定耐用年数の期間は、自由に処分することができません。

売却、譲渡（無償）、貸与等の処分を行う場合は事前の承認が必要ですので、補助金交付要綱に規定する「財産処分承認申請書」を提出してください。

この場合に、補助金の全部又は一部の返還をお願いする場合があります。